

確 認 欄	教育長	次 長	課 長	センター長	リーダー	係	学校長

北杜市 社会体育施設 学校体育施設 利用許可申請書

利用施設名 北杜市 施設

利用年月日 平成 21年 7月 10日
 (10日) AM PM 8:30 ~ AM PM 12:00
 (日) AM・PM : ~ AM・PM :
 (日) AM・PM : ~ AM・PM :
 (日) AM・PM : ~ AM・PM :

活動種目 バレーボール 合 計 **3時間 30分**

利用人数 男子 **10**名・ 女子 **10**名 合計 **20**名

上記のとおり北杜市 社会体育施設 学校体育施設 を使用したいから、下記条件を遵守致しますので
 許可して下さるよう申請します。

平成 21年 7月 1日

申 請 者	住 所 <u>北杜市須玉町大豆生田 961-1</u>	連 絡 先	自 宅TEL <u>0551-42-1322</u>
			勤務先TEL <u>0551-42-1129</u>
	携 帯TEL <u>090-0000-0000</u>		
団 体 名 及 び 氏 名 <u>北杜市スポーツ少年団 北杜太郎</u>			

北杜市教育委員会 教育長 様

使 用 料	社 会 体 育 施 設	1 時間	円 × 利用時間 (時間)	計	円
	学 校 体 育 施 設	午前	午後	1 日 =	円

遵守事項

- 許可の日時、特に終わりの時間を守ること。
- 諸施設を滅失、破損した時は弁償すること。
- 火気に充分注意し、体育館及び武道場内での喫煙はしないこと。
その他の施設では一定の場所で喫煙を行い吸殻の処理には充分留意すること。
- 諸施設利用については、履物等に至るまで常識的な配慮をもって利用すること。
- 学校施設の利用については、学校長の許可を得てから教育委員会に申請すること。
また、学校施設の利用については体育施設のみとし、校舎への立入りはしないこと。
- 利用後は器具を片付け、原型に復し清掃して帰ること。
- 以上の条件を守らない場合は、次回の利用は許可しないものとする。